皇室事項

信任状捧呈式

十一月十二日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ラトビア特命全権大使カスパルス・クルムホルツの信任状捧呈式を行われた。

十一月十二日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在イスラエル特命全権大使エマニュエル・ナヴォンの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岐阜労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

岐阜労働局長　原田　浩一

第４号中「１時間1,117円」を「１時間1,168円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月21日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

愛媛労働局長　丹羽　啓達

第４号中「１時間1,114円」を「１時間1,174円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

愛媛労働局長　丹羽　啓達

第４号中「１時間1,107円」を「１時間1,165円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間1,116円」を「１時間1,168円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間1,066円」を「１時間1,125円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月25日から効力を生ずる。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和８年11月17日をもって満了した。

令和８年11月18日

人事院事務総局人材局企画課長　田中　玄弥
人事院北海道事務局第二課長　波戸　幸恵
人事院東北事務局第二課長　藤谷　康之
人事院関東事務局第二課長　岡安　一範
人事院中部事務局第二課長　三上　洋司
人事院近畿事務局第二課長　宇賀　二郎
人事院中国事務局第二課長　秋光　大作
人事院四国事務局第二課長　藤本　修
人事院九州事務局第二課長　永野原宏樹
人事院沖縄事務所調査課長　穀田　聡

記

2025年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）

2025年度税務職員採用試験

法務省告示配第百八十三号

静岡県御前崎市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、同次に掲げる者は、令和八年十二月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、御前崎市役所又は静岡地方法務局掛川支局に照会すること。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

静岡県小笠郡朝比奈村下朝比奈八十二番地

赤堀三千平

法務省告示配第百八十四号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名　フォートーテイモシー　ジー

生年月日　千九百七十九年七月二十四日

法務省告示配第百八十五号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名　ウイリアム　トーマス　ギレスピー

生年月日　千九百五十九年二月九日

法務省告示配第百八十六号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を認した。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名　胡　悦

生年月日　千九百八十八年三月十一日

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月18日

中国地方整備局長　山本　大志

1　処分をした年月日　令和８年10月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　創建ホーム株式会社　山本　慎　広島県竹原市中央４－７－３　国土交通大臣許可（特－５）第20416号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年10月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。